

# 平成28年度鳥取市職員採用試験

(平成29年度採用予定)

## 受 験 案 内

### 募集職種

社会人経験者対象  
(一般事務、土木、建築)

“すごい！”が、ギョツと詰まった都市、鳥取市を愛  
してくれる方、意欲と笑顔あふれる方を求めています！

社会人経験を活かし、鳥取市職員として力を発揮してみたい  
方、また鳥取市へのUJターンを希望している方も大歓迎！

受付期間 平成28年10月28日(金)～平成28年11月17日(木)

試験日 第1次試験 平成28年12月4日(日)

試験会場 鳥取市役所本庁舎会議室

### 鳥取市総務部職員課(本庁舎2階)

〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地

電話(0857)20-3107(直通)

鳥取市公式ウェブサイト <http://www.city.tottori.lg.jp/>

## 1 試験区分、採用予定者数、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定者数	受験資格	職務内容
① 一般事務	2人程度	昭和56年4月2日以降に生まれた人で、民間企業等における職務経験 <sup>【注1】</sup> 年数が通算5年以上 <sup>【注2】</sup> ある人	市の機関に勤務し一般行政事務に従事します
② 土 木	3人程度	昭和46年4月2日以降に生まれた人で、民間企業等における職務経験（土木工事の設計、積算、施工管理の経験）年数が通算5年以上 <sup>【注2】</sup> ある人	市の機関に勤務し専門的業務に従事します
③ 建 築	1人程度	昭和46年4月2日以降に生まれた人で、民間企業等における職務経験（建築工事の設計、積算、施工管理の経験）年数が通算5年以上 <sup>【注2】</sup> ある人	

【注1】「民間企業等における職務経験」には、会社員（財団法人、社団法人、特定非営利活動法人等の職員を含む。）、公務員、団体職員、自営業者（経営者）等の経験を含み、職務内容は問いません。

【注2】「通算5年以上」とは、同一の民間企業等で「週29時間以上」の勤務を「1年以上継続」し、これらの職務経験年数が平成28年9月末までに通算5年以上あることを言います。

職務経験が複数ある場合は通算できますが、同一期間内に複数箇所勤務した場合には、通算できる職務経験はいずれかひとつのみです。

休業等（育児休業、介護休業等）により実際の業務に従事しなかった期間については、職務経験期間に通算できません。

最終合格発表後に職歴証明書を提出していただきます。

※ 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合があります。

※ 市の機関とは、市長事務部局、教育委員会等各種委員会、水道局及び市立病院を言います。

### 《受験できる人》

- 日本国籍を有する人
- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

### 《受験できない人》

- 地方公務員法第16条の規定により次のいずれかに該当する人
  - ・成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・鳥取市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 2 受付期間

**平成28年10月28日（金）から平成28年11月17日（木）まで**

### 《持参による申込みの受付時間》

8時30分から17時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は受け付けを行いません。）

### 《郵便又は信書便による申込みの受付》

平成28年11月17日（木）までの消印（通信日付印）等、受付期間内に申込み手続きを済ませたことが明確に確認できる場合に限り受け付けます。

### 《インターネットによる申込みの受付時間》

平成28年10月28日（金）12時から平成28年11月10日（木）24時まで、いつでも受け付けています。申込みできる期間が、持参や郵送と異なりますのでご注意ください。

### 3 試験日、試験会場

試験	試験日	試験会場
第1次試験	<b>12月4日(日)</b> (受付時間) 9:00～9:30 (※) (職務基礎力試験) 10:00～11:30 (職務適応性検査) 12:00～12:20 (専門試験) 13:00～15:00	鳥取市尚徳町 116 番地 鳥取市役所本庁舎会議室
第2次試験	<b>1月中旬</b> 第1次試験合格通知書で指定する日	第1次試験合格通知書で指定する場所

※ ②土木、③建築の受付時間は12:00～12:30です。

### 4 受験申込手続

所定の受験申込書の試験区分に、受験案内の試験区分①から③のうち希望する番号と職名を1つ記入し、次のいずれかの方法によりお申込みください。

#### (1) 持参による申込みの場合

##### 提出書類…所定の受験申込書 1部

記入要領をよく読んで、受験申込書に必要事項を記入のうえ、期限までに提出してください。持参による申込者には受験票をその場で交付します。

##### 申込先……鳥取市総務部職員課人事係

(鳥取市尚徳町 116 番地 鳥取市役所本庁舎 2階)

#### (2) 郵便又は信書便による申込みの場合

##### 提出書類…所定の受験申込書 1部、受験票返送用封筒 1通

記入要領をよく読んで、受験申込書に必要事項を記入のうえ、期限までに提出してください。この提出を受けて、受験票返送用封筒で受験票を返送しますが、11月25日(金)までに到着しないときは、鳥取市総務部職員課人事係にお問い合わせください。

なお、受験票返送用封筒「定型長3(23.5cm×12cm)」には、あらかじめ82円切手を貼り、受験票返送先の住所、氏名及び郵便番号を記入してください。

##### 申込先……鳥取市総務部職員課人事係 (〒680-8571 鳥取市尚徳町 116 番地)

封筒の表に赤字で「受験申込」と書いてください。

#### (3) インターネットによる申込みの場合

鳥取市公式ウェブサイト (<http://www.city.tottori.lg.jp/>) 上部の「仕事と産業」メニューをクリック→平成28年度鳥取市職員採用試験受験案内(社会人経験者対象)を開き、専用の「入力フォーム」に必要事項を入力し、送信してください。送信後、4日が経過しても申込み完了をお知らせする「受付通知メール」又は内容の不備をお知らせする「差戻通知メール」が届かない場合は、鳥取市総務部職員課人事係にお問い合わせください。申込期限の直前は、サーバが混み合うおそれがありますので、時間に余裕をもって申し込んでください。

(注1) 受験申込みできるのは1人1試験区分のみです。同一試験区分に複数回申込み(送信)をしたり郵便等による申込みと併用しないでください。

(注2) 電子メール受信用のメールアドレス(パソコン用)及び受験票を作成するためのプリンタが必要です。メールアドレス(パソコン用)及びプリンタがない場合は、インターネットによる申込みは行わないでください。また、ご使用の機器や環境によっては、申込みできない場合があります。

(注3) 受験票は次の方法により作成し、試験当日に必ず持参してください。

① 11月22日(火) 12時に鳥取市公式ウェブサイトに掲載する受験票様式をダウンロードして、プリンタで印刷してください。

② 印刷した受験票様式に所定のサイズの写真を貼って、必要事項を自書してください。

受験番号は、11月22日(火) 12時に鳥取市公式ウェブサイトに掲載します。受付通知メール内に記載された「到達番号」から各受験者の受験番号を識別して受験票様式内の「受験番号」欄に転記してください。「署名欄」の日付は受付通知メール内に記載された「申込日」としてください。名前、住所等が常用漢字ではないためにインターネットによる申込時に正しく入力できなかった場合は、「通信欄」に正しい漢字を記入してください。

#### (4) 注意事項

- ・受験申込時の記入事項に不備がある場合は、申込みを受け付けできない場合があります。受験申込手続には十分注意してください。また、このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので、時間に余裕をもって申し込んでください。
- ・身体に障がいのある方で、車いすで来場される等、試験実施時に配慮が必要な場合は、会場準備の都合がありますので、申込み時にその旨をお知らせください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

## 5 試験内容

	試験種目	試験区分	内 容
第1次試験	職務基礎力試験 〔多肢選択式〕 (1時間30分)	①一般事務	職務を遂行する上で必要となる基礎的な知的能力(社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考力を問う分野)についての筆記試験
	専門試験 〔多肢選択式〕 (2時間)	②土 木 ③建 築	各試験区分に応じて必要な専門的知識、技術などの能力についての筆記試験 出題分野は次表のとおりです。
	職務適応性検査 <sup>【注1】</sup> (20分)	①一般事務	社会人の職務・職場への適応性を性格傾向の面から検証する検査
第2次試験	論文試験 (1時間30分)	全職種共通	公務員として必要な見識、思考力、文書の表現力などの能力についての筆記試験 ※試験区分によってテーマが異なります。
	人物試験		自己アピール審査(自由テーマで3分間の自己PRについて審査)及び個別面接による人物についての口述試験
	職場適応性検査 <sup>【注2】</sup> (20分)	②土 木 ③建 築	公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性についての検査

【注1】職務適応性検査は第1次試験日に実施しますが、評価等は第2次試験で行います。

【注2】職場適応性検査については、第1次試験合格後、各自インターネット接続環境を使って受けていただきます。第1次試験合格通知に記載するパスワードを用いて指定する検査サイトにログインし、職場適応性検査(20分)に臨んでください。なお、合格通知に記載する指定日までに、この検査を受けていない場合、受験放棄とみなし、その他の第2次試験を受けることはできませんのでご注意ください。なお、インターネット接続環境のない方は、鳥取市役所職員課に直接お越しただいて検査を受けることができます。職員課にて検査を受ける場合の受付時間は、8時30分から17時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)です。

### 専門試験(多肢選択式) 出題分野一覧表

試験区分	出 題 分 野
②土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、土木施工〔大学卒業程度〕
③建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工〔大学卒業程度〕

## 6 合格者の決定方法

### (1) 第1次試験合格者

ア ①一般事務

職務基礎力試験の高い順に合格者を決定します。

イ ②土木、③建築

専門試験の高い順に合格者を決定します。

なお、各試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に到達しない場合は不合格となります。

### (2) 第2次試験合格者

論文試験と人物試験の合計得点の高い順に職務適応性検査(①一般事務)又は職場適性検査(②土木、③建築)の結果を勘案して合格者を決定します。

なお、各試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に到達しない場合は、第2次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。

※ 試験の結果によっては合格者がいない場合もあります。

## 7 合格者の発表

区 分	発表時期	発表の方法
第1次試験合格者	12月20日(火) (予定)	合格者の受験番号を市本庁舎1階掲示板に掲示し、併せて鳥取市公式ウェブサイトに掲載するとともに、 <u>合格者に対してのみ結果を通知</u> します。 <u>なお、第2次試験に限って、受験者全員に結果を通知</u> します。
第2次試験合格者	2月上旬	

## 8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等、写真付きの身分証明書、個人番号カードのいずれかを携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき、代理等による請求では開示できません。

開示対象試験	開示対象者	開示の内容	開示期間	開示場所
第1次試験	受験者本人	試験種目ごとの得点、合計得点、順位	それぞれ試験の合格発表の日から1か月間	総務部職員課 (鳥取市役所本庁舎2階)
第2次試験				

## 9 合格者の採用及び給与

### (1) 採用

平成29年4月1日の予定(受験資格がないこと、受験申込書に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、合格を取消します。また、必要な資格や免許が取得できていない場合は、第2次試験を合格していても採用候補者名簿の登録資格を失います。)

### (2) 給与

平成28年4月1日現在における初任給(月額)は、次のとおりです。(給料表の改訂等により変更となる場合があります。)なお、職歴等のある人は、その経歴に応じて加算される場合があります。

新規卒業 者 初任 給 (月額)	参 考
大学卒業 176,700円	大学卒業後、民間企業等で8年の実務経験を有する30歳の者 概ね月額235,100円
短大卒業 157,300円	
高校卒業 144,600円	大学卒業後、民間企業等で13年の実務経験を有する35歳の者 概ね月額261,300円

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当(年2回支給)、時間外勤務手当等が、それぞれの条件に応じて支給されます。

## 10 その他

### (1) 日本国籍を有しない職員の任用について

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則に基づき、外国籍の職員は「公権力の行使」又は「公の意思形成への参画」に携わる職以外の職に任用されます。

「公権力の行使」に該当する業務及び「公の意思形成への参画」に携わる職の主なものは次のとおりです。

#### 公権力の行使に該当する業務

○税の賦課・徴収・滞納処分に関する事務、生活保護に関する事務、建築確認に関する事務など

#### 公の意思形成への参画に携わる職

○行政施策の企画、立案、決定に参画する職で、部長・局長・次長・課長など

### (2) 第1次試験に関する注意事項

- ・試験当日は、必ず受験票に記載している受付時間内に会場入りし、受付を済ませてください。原則として、遅刻者は受験できません。
- ・試験会場には駐車場がありますが、なるべく自家用車等での来場はご遠慮ください。  
(駐車場内でのトラブルに関しては、一切責任を持ちません。)
- ・受験の際は、受験票、筆記用具(HB鉛筆、消しゴム)、時計を必ず持参してください。
- ・時計は、時計機能だけのものに限りません。
- ・試験会場(敷地内含む。)での喫煙は禁止します。
- ・試験中は携帯電話、スマートフォンなど携帯端末の使用は禁止します。

## 11 個人情報の取扱い

平成28年度鳥取市職員採用試験の実施に際して取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。また、申込書類は返却しませんので、予めご了承ください。

### 【試験会場案内図】

